



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*180 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1

○ 告示

- 1262 保安林の指定の解除予定 (森林整備課)..... 2
- 1263 保安林予定森林 (")..... 2
- 1264 保安林の指定施業要件の変更 (")..... 2
- 1265 " (")..... 3
- 1266 " (")..... 3

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 4

規 則

和歌山県規則第180号

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則
職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則(昭和42年和歌山県規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例(昭和37年和歌山県条例第60号)第2条第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>令和4年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(2) 議会の事務局の職員 <u>令和4年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務局の職員 <u>令和4年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 <u>令和4年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(5) 教育委員会の事務局の職員 <u>令和4年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(6) 労働委員会の事務局の職員 <u>令和4年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(7) 人事委員会の事務局の職員 <u>令和4年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(8) 海区漁業調整委員会の事務局の職員 <u>令和4年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(9) 県立学校の教職員及び県費負担教職員 <u>令</u></p>	<p>職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例(昭和37年和歌山県条例第60号)第2条第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>令和3年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(2) 議会の事務局の職員 <u>令和3年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務局の職員 <u>令和3年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 <u>令和3年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(5) 教育委員会の事務局の職員 <u>令和3年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(6) 労働委員会の事務局の職員 <u>令和3年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(7) 人事委員会の事務局の職員 <u>令和3年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(8) 海区漁業調整委員会の事務局の職員 <u>令和3年3月1日</u> から同月末日まで</p> <p>(9) 県立学校の教職員及び県費負担教職員 <u>令</u></p>

和4年3月1日から同月末日まで
(10) 地方警察職員 令和4年3月1日から同月
末日まで

和3年3月1日から同月末日まで
(10) 地方警察職員 令和3年3月1日から同月
末日まで

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1262号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡みなべ町西本庄字小ノ向イ1352の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1263号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡すさみ町佐本西野川字上東平382
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1264号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1265号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1266号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡串本町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

海南市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年12月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
海南都市計画ごみ焼却場（1号海南市ごみ焼却場及び2号海南市下津ごみ焼却場）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課